

- ◆テーマ「公文書管理の改善を目指し、認証アーキビストが取り組むべき展望」 2 回目
- ◆実施日：2021 年 11 月 13 日（土）14:00-16:30 ZOOM オンライン
- ◆参加者：39 名（1 名欠席）
- ◆タイムスケジュール：時間どおり進行した。

記録管理学会 第 171 回例会 タイムスケジュール
テーマ：「公文書管理の改善を目指し、認証アーキビストが取り組むべき展望」第 2 弾

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14:00 | 0. 石井会長より開会の辞、司会よりお願い事項、事務連絡 |
| 14:04 | 1. モデレータ三輪理事より挨拶 |
| 14:05 | 2. パネリストの自己紹介、所属組織の現状報告
蓮沼素子様⇒青木弥保様⇒大月英雄様（各15分×3：計45分）
・パネリストの説明時間が14分に至る時点で、タイムキーパーの合図あり |
| 14:50 | 3. 「日本の公文書管理の弱点／課題、特にアーカイブへ繋ぐ現用文書管理改善」について、パネリストが討論（60分） |
| 15:50 | 休憩 3 分 |
| 15:53 | 4. 質疑応答（30分） |
| 16:23 | 5. モデレータ三輪理事のまとめ（5分） |
| 16:28 | 6. 会長の閉会の辞（1分）、司会よりアンケート調査の依頼等（1分） |

◆開始の挨拶

石井：第 171 回例会へのご参加、ありがとうございます。本日は、記録のライフサイクルの各段階において、現用文書は作成者、半現用文書はレコードマネージャー、非現用文書はアーキビスト等の管理責任の内容についても、議論を進めていただければと思います。

三輪：モデレータを務めます三輪です。よろしく申し上げます。ではパネリストの方の自己紹介を踏まえたプレゼンテーションから開始します。最初に蓮沼さんから申し上げます。

◆パネリストの経歴とプレゼンテーション

蓮沼素子氏

正式な肩書は…
大仙市総務部総務課アーカイブズ兼火花伝統文化継承資料館副主幹 蓮沼素子

1. キャリア形成 書字は報告者の人生の転換期

1998年10月 仙台市史編さん室アルバイト開始
2001年3月 東北大学大学院文学研究科博士前期2年の課程修了
2003年4月 宮城県公文書館専門調査員（非正規専門職）
2004年9月 国立公文書館主催公文書館等職員研修会受講
2005年11月 国文学研究資料館主催アーカイブズカレッジ短期研修受講
(2011年3月 東日本大震災発生)
2012年4月 学習院大学大学院アーカイブズ専攻博士後期課程進学
国立公文書館アジア歴史資料センター調査員（非正規専門職）
2013年4月 江東区総務部総務課公文書等専門員（非正規専門職）
2014年9～11月 国立公文書館主催アーカイブズ研修Ⅲ受講
2017年4月 大仙市総務部総務課アーカイブズ主査（正規専門職）
2018年3月 学習院大学大学院アーカイブズ専攻博士後期課程単位修得退学
2020年4月 火花伝統文化継承資料館併任
2021年1月 認証アーキビスト
2021年4月 大仙市総務部総務課アーカイブズ兼火花伝統文化継承資料館副主幹
2021年10月 博士号（アーカイブズ学）取得

2. 取組んできた主な成果

- ・宮城県公文書館 業務マニュアルの作成、目録の公開（Excel）ほか
- ・江東区 各課保存文書調査→「各課文書保存状況ヒアリング調査分析報告ー江東区の文書管理の適正化に向けてー」（江東区区政資料室年報 平成26年度）
電子文書の評価選別方法の検討→「江東区の機能分析と文書分類・ファイル基準の適正化に向けてーフォルダ別評価選別の試行：電子文書編ー」（江東区区政資料室年報 平成26年度）及び国立公文書館主催アーカイブズ研修Ⅲ修了論文 評価選別基準の整備、規則の改正 ほか
- ・大仙市 大仙市アーカイブズ資料整理要領の改正、業務マニュアルの作成 ほか

3. 日本の公文書管理の弱点

- ・現用文書とアーカイブズの間にある深く長い溝…？
- ・正規の専門職がいらない！？公務員が片手間でor非正規専門職で十分か？
- ・公文書は誰のもの？条例化が進まない…公文書管理は内規でいいのか？

4. 今後の抱負等

- ・公文書管理規則ー公文書管理条例へ
- ・専門職の育成→正規専門職を採用できない…公務員から育成？
- ・電子文書の問題に取り組み

- ・アーキビストとしてのターニングポイントは、宮城県公文書館時代に東日本大震災後の被災資料レスキューへの対応でした。非正規専門職員であることの限界を感じ、2012年にアーキビストとしての知識と地位向上を目指して、学習院大学大学院博士後期課程に入学しました。
- ・上京後、様々な場面で人脈を上げ、江東区では現用文書管理の中でアーカイブズ業務が行われていたため、現用からアーカイブズまでの一体的な業務の流れを経験することができました。その際に全庁50課に対する執務室や各課管理の倉庫にある公文書の所在などのヒアリング調査を実施し、各課の職員にアーカイブズの重要性も周知できました。それまで内規で行っていたアーカイブズ業務を正式に位置づけるために、文書管理規則の改正にも携わることができました。
- ・2017年の大仙市アーカイブズ開館に合わせて、正規専門職となりました。地方ではまだアーカイブズ制度が浸透していないため、国立公文書館から認証を得ることで、職員や市民に説明しやすくなり、さらに理解を深めてもらえればと思っています。
- ・今後の課題は当市における公文書管理の条例化です。公文書管理法時代においては、市民に対しても説明責任や透明性を担保しなければなりません。さらに来年度から電子公文書管理がはじまるため、電子公文書管理にも積極的にアプローチして取り組んでいきたいです。

青木弥保氏

■キャリア形成

平成21年(2009)3月 国学院大学大学院文学研究科博士課程前期史学専攻修了
平成21年(2009)4月 埼玉県立文書館嘱託職員
古文書担当→史料編さん担当→古文書担当(随時的任用職員)
平成24年(2012)4月 松本市文書館専門員(嘱託職員)
平成28年(2016)11月 国文学研究資料館アーカイブズカレッジ(短期)修了
平成29年(2017)4月 安曇野市に奉職 文化継承博物館係に所属 文書館開館のための準備作業
平成30年(2018)10月 安曇野市文書館開館
令和3年(2021)1月 認証アーキビスト取得

■取組んできた主な成果

埼玉県立文書館 ・新井(他)家文書の目録編成 →2冊の目録刊行
松本市文書館 ・所蔵資料の概要をまとめる「松本市文書館取地域文書の概要」
(『松本市史研究ー松本市文書館紀要ー』第27号 平成29年3月)
安曇野市文書館 ・開館準備作業 「文書館開館準備における公文書館機能ニマムモデルの活用について」
(『安曇野市文書館紀要』第2号 令和3年3月)

■安曇野市のレコードスケジュール

現用文書= 総務部総務課、各課文書管理担当者 非現用文書・重要文書等= 教育委員会文化課(文書館)
平成27年度以前 文書管理規程はあったものの、管理が徹底されず、保存年限もまちまち。
平成27年度 本庁舎建設と共にファイル/ログシステムを導入。保存年限1年、5年、10年、30年の徹底。
平成28年度以降 文書廃棄時に評価選別作業を行う
原簿確認(全て)→文書館確認(全て)→修繕の廃棄の決定
*昨年度各課の文書管理担当者に行ったアンケートでは廃棄時の選択に不安を感じている職員も多かった。起案時にも選択できるようにできないか総務部総務課と検討中。

■日本の公文書管理の弱点

- 主役が不在？
「公文書は国民共有の知的財産」とは言うものの、作成者は公務員自身。公務員が公文書管理(作成・保管)の主役のはず。総務省自治大学校の研修課程に「公文書管理」はない→高度な専門性は必要ないと思われるのでは？
○いつも敵対関係
公文書を作成する側⇔公文書を利用する側
公文書館⇔博物館⇔文化財担当
アーキビスト⇔公務員

■今後の抱負等

- 「目の前の課題に真摯に向き合う」
- 一人でも多くの人に文書を残すことの意義を理解してもらいたい
- 一人の公務員としてできること

・キャリアの開始は大学院（日本史）卒業後、2009年、埼玉県文書館で嘱託職員になったことです。そこで古文書担当として資料の目録作成に取り組みました。2012年、松本市文書館の嘱託職員となり、所蔵資料の概要把握の調査研究を行いました。さらにアーカイブズの専門的な知識を身に付けようと2016年には国文学研究資料館のアーカイブズカレッジ（短期）を修了し、全史料協の大会に参加する等をして学びを重ねてきました。

・2017年、安曇野市で文書館が開館する予定であったため、採用試験に応募し、正規職員として奉職しました。当市は5町村の対等合併であり、ファイリングシステムなどの導入で統一的に業務の進め方を整備するための期間が必要でした。2020年に行った職員へのアンケート調査では、各課の文書管理担当者は移管時の廃棄に不安を覚えていることがわかり、ファイル作成時にレコードスケジュールを定めておくことの重要性を感じました。文書作成は一般職員が行いますが、文書管理に関する研修を受講していないと正しい理解が浸透しないため、アーカイブズ教育の必要性を感じています。

・公文書の作成者と利用者間では非公開・公開の対立がまま発生します。また、図書館や博物館という類縁機関とは予算配分で対立することもあります。そうした対立構図を是正するためにはアーキビストとしての専門性をより一層高め、努力する必要があると感じています。

大月英雄氏

<h3>1 キャリア形成について</h3> <p>【アーキビストとして】</p> <p>2011.9～13.3 滋賀大学経済学部附属史料館 リサーチアシスタント 2013.4～20.3 滋賀県県政史料室 歴史的公文書事務取扱嘱託員 2020.4～現在 滋賀県立公文書館 歴史公文書専門職員（会計年度任用職員） 2021.1 認証アーキビストに認証</p> <p>【歴史研究者として】</p> <p>2008.4～11.3 関西学院大学大学院文学研究科 博士課程前期課程 2011.4～14.3 関西学院大学大学院文学研究科 博士課程後期課程（満期退学） 現 在 神戸大学（日本史）、大阪人間科学大学（社会福祉史）非常勤講師</p> <p>＊専門は日本近代史（地方制度、福祉、福祉）</p> <p>・「明治初期の備前野間と民間社会：滋賀県を事例を中心に」（『ヒストリア』266、2018年2月） ・「『福祉の時代』も生きる：伊香西波井郡福祉の設立」（大門正光・長谷川尚彦編『「いままでここ」の問い方：歴史の現場から』日本経済評論社、2021年12月刊行予定）等</p>	<h3>2 本県の特徴と今後の課題</h3> <p>【本県の公文書管理の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現用・非現用文書とともに県庁併設の公文書センターで管理 ・評価選別の際、現物ファイルの確認が容易（地方機関、執務室保管分を除く）。 ・公文書管理条例で専門職員の人材育成を定める（29条2項） ・「アーキビストの職務基準書」で定められた業務（①評価選別・収集、②保存、③利用、④普及）を歴史公文書専門職員が担当。 ・廃棄予定文書の第三者機関への意見聴取（同条例8条3項） ・実施機関（原課）と公文書館の選別後、より多面的な観点や市民の関心等を反映するため、保存期間満了文書を対象に、大学教員や弁護士等で構成される審議会（公文書管理部会）への意見聴取を実施。 <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関による評価選別の定着（レコードスケジュールの付与も含む） ・行政経験の浅い若手職員に一任されがち。公文書館や審議会の選別業務を通じて、どのような文書が歴史公文書に該当するのか、原課と専門職員との合意形成が必要。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・私のアーキビストとしてのキャリアのスタートは、2011年に滋賀大学経済学部附属史料館のリサーチアシスタントとして、近江商人関連資料の整理を担当したことです。その後、2013年から滋賀県県政史料室で週4日の嘱託職員として働き始め、歴史公文書の利用審査や、廃棄予定文書の評価選別、展示・講演会の企画、情報紙『滋賀のアーカイブズ』の刊行など、本県の基本的な公文書館機能を担ってきました。2020年からは、県政史料室が改称した滋賀県立公文書館で、会計年度任用職員として引き続き勤務しています。

・本県の特徴は、当館と同じフロアにある県民情報室で現用文書の管理を行い、公文書館で非現用の管理を行っていることです。相互の連携が円滑で、評価選別の際に廃棄予定文書の確認を容易に進めることができます。

・公文書館開館時には、人材確保の一貫として、非常勤職員の待遇改善が行われました。嘱託職員は

今まで、5年任期で月額13万円であり、退職・新規採用の繰り返しで不安定な雇用状況でした。それが月額19万円で期末手当も付くよう改善されました。この改善には、国立公文書館の認証アーキビスト制度の創設が大きな影響を与えています。

・当館には、第三者機関として市民や大学関係者で構成される審議会があり、評価選別の際には多様な観点で公文書館職員に示唆を与えていただいています。

・公文書管理条例では、レコードスケジュールの付与が求められていますが、行政経験の浅い職員には難しい作業であり、公文書館が丁寧にサポートする必要性を感じています。

・当館には、大正期に町村役場まで文書事務改革を行ってきた記録が残っています。行政事務を円滑に進める上でこのような改革は重要であるといえます。(詳しくは、当館HPのデジタル展示「公文書管理の源流を探る」をご参照ください。)

<https://archives.pref.shiga.lg.jp/index.php/28-shigapref-archives/collections-guides-menu/ararchives-display/politics/tenji77/42-tenji77-6>

◆休憩後のディスカッション（敬称略）

三輪：非正規職員の話は、経験者でないとわからないことで、大変参考になりました。

大月：私は長年非常勤職員として勤務していますが、やはり公文書館には常勤職の専門職を配置すべきだと思います。また、たとえ非常勤であっても、専門職として位置づけて待遇改善を図るべきです。単なる雑用係でなく、キャリアアップの道が整えられ、やりがいのある環境を保障してほしいと思います。

蓮沼：私も14年間は非常勤専門職でした。当時は生活が不安定で、他のアルバイトをしないと生活できませんでした。正規アーキビストへの道は狭き門です。世界的にもアーカイブズ機関は女性が多い職場といわれていますが、男性職員が少ない理由も、その辺りに関係しているのかもしれませんが。

三輪：大学院のオーバードクターの職業問題ともつながっていますね。

青木：松本市文書館時代では5年先はないといわれ、不安でした。さらに非正規職員時代は意見を上げてもらえないことが多かったのも残念でした。

一方、大学で歴史学を学び、地元で歴史を発掘したいという人もいますが、そういう人に意外とアーカイブズの知識がない人が多いと思います。歴史学を専攻するのであれば、アーカイブズの知識も身に付けてほしいと思います。

三輪：アーキビストと歴史家、両方できることが望めますね。

大月：私自身は歴史学にこだわりがありますが、アーカイブズへの入口としては、政治学、法学、情報学なども必要で、歴史学だけと狭く考えない方がいいと思います。

蓮沼：私も歴史学出身です。たしかにアーキビストは歴史の知識は必須だと思っています。しかし、歴史学に特化しない、いろいろな知識やスキルが必要です。大仙市出身ではないので、地域の歴史や地理、文化を職員や市民の方から教えてもらいながら、理解を深めているところです。

三輪：では次に、第三者機関としての審議会のことですが、評価選別が若い職員だけに任されている状況はまずいと思います。さらに文書を作成する側と保存する側が対立するということを青木さんから述べられましたが、「行政職としていい仕事をしたから資料を残す」という考え方に転換していけばいいのではないのでしょうか。

青木：作成側と保存側の敵対関係について、原課では情報公開請求に対し、アレルギーがあることも一因です。過去に実施した業務で訴訟を起こされることを恐れています。いい仕事をしたので残していくという意識に変わっていけばいいと思うのですが。

大月：公文書館に移管する文書は「使わなくなったもの」という考えが基本となっていて、重要な歴史公文書であっても、職員の利用可能性があるものは、保存期間が延長され続けてしまう点も悩ましく感じています。

三輪：「資料があるなら公開せよ。」といわれても、「30年経過しないと公開できない」という意識を普及させることです。海外の公文書館では、原局と相談して公開手続きをしています。

次に、行政職（ジェネラリスト）とスペシャリストの存在ですが、専門職が育たないのは、3年おきにローテーションをするという公務員の人事制度が問題だと思います。

組織の中で信頼を得るにはどうしたらいいですか。例えば、情報公開の時に上司に開示を反対されたなどという場合、組織の中でうまくやっていくにはどうしたらいいでしょうか。

蓮沼：専門職として立場が確立されていれば、それほど対立は生まれないと思います。大事なのは原課との信頼関係です。職員の初任者研修では、文書の作成からアーカイブズへの流れについて説明しますが、公文書は市民のものでもあることや、適正に作成・管理することが行政自身を守ることにつながるとい話をしています。一方で、一般職員の中には現用文書庫との違いを認識していない場合もあり、公文書館の役割についてもっと理解を深めてもらう必要があると感じています。

青木：私は安曇野市に採用された1年目から評価選別を担当しました。1年目なので不安がられましたが、相手から寄せられた疑問点に対して、提案ベースで「こうしたらどうでしょうか」と話しをすることが大切であると気づきました。そこから話を発展させ、説明していくのです。

大月：組織の中でうまくやっていくことは大切ですが、それはすべて上司に同調すればよいということではないと思います。やはり、専門職にふさわしい仕事ぶりを具体的に示していくことが大切でしょう。例えば、当館の場合、明治5年9月の「滋賀県誕生の日」の成り立ちについて、ある議員から質問を受けた際、公文書館にある資料をもとに回答したところ、とても喜ばれたことがあります。

齋藤：ではここで、対立を避ける手段のひとつとして、レコードスケジュールと中間書庫の仕組みがあればある程度避けられるのではないかという考え方について、伺います。

青木：すべての文書にレコードスケジュールを定めることは、どれだけ準備年数を要するか、そしてレコードスケジュールに当てはめられない案件が出てきた場合、どのように判断すればよいか考えてしまいます。

大月：滋賀県はレコードスケジュールの付与を始めたばかりですが、運用面でかなり課題があると考えています。業務を一任されがちな若手職員が歴史公文書の該当性を判断するのは難しいです。時の経過によっても左右されますし、廃棄時に改めて判断が求められます。

蓮沼：大仙市ではレコードスケジュールを導入していませんが、その前にファイルの選択や管理の適正化が重要だと感じています。現在、アーカイブズで30年文書庫と10年文書庫を管理しており、3年目に総務課（アーカイブズ）へ引き継がれ、保存期間が満了する前に評価選別が行えるメリットがあります。個人情報が含まれている場合、評価選別後の移管を躊躇されることがありますが、国に準じた公開基準を設定しており、すぐに個人情報が公開されないということを丁寧に説明し、原課の理解を得て移管を進めています。

三輪：ところで、電子文書の評価選別において、全文検索という絞り込みはどう考えますか。

蓮沼：江東区では80%以上を電子決裁で行っていて、電子公文書の評価選別をどのように進めるかが課題でした。OCRによって全文検索できたとしても、データ量が多いため評価選別するのは大変です。そこで、件名のキーワード検索による絞り込みを検討しました。その結果、フォルダ単位でレコードスケジュールを設定することを目指し、ファイル基準表に落とし込む作業を行いました。

三輪：次の話題として、認証アーキビストの実務経験は3年以上と求められていますが、この点についてご意見を頂きたいのですが。

青木：私の場合は、経験年数で認定されたと思っています。実務ができない人はアーカイブズでは働くことは難しいと思われます。

蓮沼：アーキビストは知識だけではなく経験に基づくスキルが重要です。特に評価選別業務では過去の経験が役立ちます。大仙市では、宮城県や江東区での実務経験をベースに評価選別方法を構築しました。これまでの経験から、3～5年経ってようやく自分で考える力が養成されたように思います。2年では不十分です。3年目くらいには自分一人で業務に向き合えるようになり、5年以上で自発的に業務を行い、後輩への指導ができるようになりました。

大月：評価選別の考え方は、太田富康・大石三紗子「評価選別の具体化へのアプローチ」（『文書館紀要』24、2011年）が大変参考になりますが、同様の成果はまだ極めて少ないと思います。評価選別ひとつとってもそうですが、アーカイブズ学自体が発展途上の学問といえ、現状では実務を通じてしか獲得できない領域が広いと思います。

三輪：海外のアーカイブズで利用者として体験して、評価選別では何が大事であるのか認識しました。評価選別については、NARA（米国国立公文書館）とTNA（英国国立公文書館）のホームページを参照してみるといいと思います。

参考：NARAにおける評価選別

<https://www.archives.gov/records-mgmt/scheduling/appraisal>

TNAにおける評価選別

https://cdn.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/appraisal_policy.pdf

<休憩3分後>

針谷：非常勤職員の大学院生の中には、安い人件費で雇用されている人がいますが、これは「やりがい搾取」といわれています。このような問題の解決には、アーキビストの職能団体が結成され交渉力を持つ必要があるでしょう。認証アーキビストを実力主義で勝ち取るには2号認定でよいし、つまりスペシャリストとして研鑽を積むことです。さらに、公務員試験には、今後、アーカイブズ関連の出題が含まれるよう願っています。

三輪：国立公文書館の伊藤さんをご出席だと思いますが、実務経験として認定される期間は何年とどのような観点で決めたのでしょうか。回答をお願いします。

伊藤：それは認定準備委員会の先生方が協議され、一人前に業務ができるようになるには3～5年の経験が必要であろうということで設定されました。

石井：一方、認証レコードマネージャーという制度は必要と思われますか。

青木：資格うんぬんの前に、公文書管理が技能として公務員制度の中で正式に認識され、その業務には専門性があるということが広まることが大切だと思います。

荒：大月さんへ質問ですが、滋賀県では評価選別基準の設定以外に何が必要だと思いますか。

大月：本県では、先程紹介した埼玉県基準[太田・大石 2011]を参考にして、手引きを作りました。そこには移管・廃棄の考え方を具体的に記載し、毎年更新しています。

荒：ライフサイクルに関することは誰が行っていますか。

蓮沼：ほとんどの自治体でもそうだと思いますが、現用文書管理担当者はいても、法規等ほかの業務と兼務であるため、レコードマネージャーとしての役割は果たしていません。現状、大仙市では同じ総務課に属しているのもあり、現用文書管理にもアーカイブズが関わっています。作成からアーカイブズまでに関われるのはメリットだと感じています。

青木：しかしアーキビスト業務にレコードマネージャー業務が重なると、負担が大きいです。

大月：レコードスケジュールの付与に対して原課では迷いがあるので、評価選別と同様にアーキビストがアドバイスすることが必要だと思います。

齋藤：現用と非現用の文書管理において担当業務の分析をして、レコードマネージャーとアーキビストの両方が必要かどうか自治体ごとに検討する必要があると思います。長きに渡り、公務員として現用の段階も非現用の段階もご経験されている渡邊さんはこの点をどのようにお考えでしょうか。

渡邊（佳）：現状としては、アーキビストも現用文書に関わっていかざるを得ないと思います。公開・非公開の決定基準を示す必要があり、アーキビストは大変であると思われませんが、原課との厳しいやりとりの中で、相互理解が生まれるきっかけになります。

佐藤（勝）：アーキビストが現用文書まで関与することはハードルが高いと思われませんが、公文書管理法施行後は、両方の能力を身に付けることが求められます。

金子（久）：私は天草アーカイブズで中間書庫の立ち上げと管理をしてきましたが、最近、天草アーカイブズで中間書庫の管理に手が回らないという話を聞いています。つまり、資格うんぬんの段階でなく、現場で経験を積み文書の内容を理解できる職員を育てていくことが大切なのです。

針谷：当学会の来年度の研究大会で、中間書庫運営のことをテーマに組む予定ですが、私も最近、コロナ禍で天草アーカイブズへ出向いておりませんので、2年前の話しか知りません。この問題は是非掘り下げていきたいと思っています。

齋藤：公文書管理規程の条例化のことですが、全史料協で各県の条例化を調査されてきた富田さんに条例化についてのお考えを伺います。

富田：私は法律家ではありませんが、全史料協の勉強会で、条例化は市民に対して必要であることがわかりました。調査結果では、条例化はそれぞれの自治体の個性の中で行われていると判断しました。

大月：滋賀県では公文書管理法の施行後、条例化に取り組みました。世間の気運が高まる前に進めたため、なかなか簡単にはいかなかったのですが、その後、公文書の誤廃棄や隠ぺい事件が発生し、庁内や議会で公文書管理に対する認識が高まったため、条例化までこぎつけることができました。

注）平成30年6月には、公文書管理庁内検討会議が設置され、条例の骨子案について議論された。同年11月から12月にかけて、パブリックコメントの募集が行われ、その結果を受けた「滋賀県公文書等の管理に関する条例」「滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例」が平成31年3月に制定されている。

<http://www.archives.go.jp/publication/archives/no073/9091>

小谷：情報公開条例、個人情報保護条例は 100% 条例化されているのに対し、公文書等の管理に関する条例化は遅々として進まず、内規で行われておりバランスがとれていないといえます。議会で住民の代表により、公文書管理条例の必要性が審議され、施行されるべきであるといえます。

ところで、本日は3名の認証アーキビストの方々が立派に活躍されていることを伺い、感動しました。今後、現用文書の管理には、レコードマネージャーという専門職が必要ということが、分かりました。海外の諸国とのレベル差はこの視点であるといえます。レコードマネージャーという専門職については、今後も議論を重ねて頂きたいと思います。

石井：本日は、3人のアーキビストの皆様のご経験の中で、現用文書のことにも触れていただいたことがよかったですと思います。記録管理学会としては、記録のライフサイクルの維持・継続することの重要性について、今後も議論を重ねていきたいと思います。本日はパネリストの皆様、ご参加の皆様、ありがとうございました。

◆評価と反省：

- 1) パネリストの自己紹介で、各人のキャリア形成過程がよく伝わった。その説明の過程で、各公文書館の管理体制や現用文書管理との関係、職員待遇の課題まで深掘りされたと思う。
- 2) モデレータのまとめが予定と異なり質疑応答の前に実施された。急遽、進行を司会に戻し、質疑応答を進めた。
- 3) パネリストとモデレータで当日前に入念に打合せを行った。本番ではタイムキーパーの声がけもあり、時間通りに進めることができた。
- 4) 質疑応答後半で、突然の質問にもかかわらず、お答えいただいた各氏に御礼を申し上げたい。
- 5) アンケート結果については 94%の回答者から満足・まあまあ満足と回答を得た。